

令和2年白老町議会定例会6月会議会議録（第4号）

令和2年6月19日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時13分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 政策研究会の設置について
(人口減少に対応する政策研究会)
- 第 4 委員会所管事務調査の報告について
(産業厚生常任委員会)
- 第 5 特別委員会の調査報告について
(第6次白老町総合計画調査特別委員会)
- 第 6 議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第14号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 3号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 4号 第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 第12 議案第 5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定について
- 第13 議案第 6号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第11号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第12号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第15号 財産の取得について
- 第21 議案第16号 財産の取得について
- 第22 議案第17号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることに

ついて

- 第23 議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第21号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第22号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第23号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第24号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第25号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第26号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第27号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第26 報告第1号 令和元年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第27 報告第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第28 報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
(1) 株式会社白老振興公社令和元年度事業報告
(2) 一般財団法人白老町体育協会令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画
- 第29 報告第4号 例月出納検査の結果報告について
- 第30 承認第1号 議員の派遣承認について
- 第31 意見書案第5号 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する意見書(案)
- 第32 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)
- 第33 委員会所管事務調査の報告について
(議会運営委員会)
(総務文教常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
- 第34 諸般の報告
(次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付)
- 第35 休会について

○会議に付した事件

政策研究会の設置について

(人口減少に対応する政策研究会)

委員会所管事務調査の報告について

(産業厚生常任委員会)

特別委員会の調査報告について

(第6次白老町総合計画調査特別委員会)

- 議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定について
- 議案第5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定について
- 議案第6号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 財産の取得について
- 議案第16号 財産の取得について
- 議案第17号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第21号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第22号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第23号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第24号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第25号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第26号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第27号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 令和元年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
(1) 株式会社白老振興公社令和元年度事業報告
(2) 一般財団法人白老町体育協会令和元年度事業報告及び令和2年度事業
計画
報告第 4号 例月出納検査の結果報告について
承認第 1号 議員の派遣承認について
意見書案第5号 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する意見書(案)
意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)
委員会所管事務調査の報告について
(議会運営委員会)
(総務文教常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
-

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |
-

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

- | | |
|-----------|----------|
| 8番 大淵紀夫君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 10番 小西秀延君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 竹田敏雄君 |
| 教育長 | 安藤尚志君 |
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 財政課長 | 大黒克己君 |

企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課 長	富 川 英 孝 君
農 林 水 産 課 長	三 上 裕 志 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	岩 本 寿 彦 君
税 務 課 長	大 塩 英 男 君
上 下 水 道 課 長	本 間 弘 樹 君
建 設 課 長	下 河 勇 生 君
健 康 福 祉 課 長	久 保 雅 計 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	笠 原 勝 司 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
アイヌ総合政策課長	笹 山 学 君
経 済 振 興 課 参 事	臼 杵 誠 君
危 機 管 理 室 長	藤 澤 文 一 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、8番、大淵紀夫議員、9番、吉谷一孝議員、10番、小西秀延議員を指名いたします。よろしく願いいたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から、本日の議会再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。
議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会6月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第17号から議案第27号、諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案についてであります。古俣副町長から、提案の説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

これらの議案の取扱いの協議結果は、議案第18号から第27号までの白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての10議案を会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とすることといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

◎発言の訂正

- 議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。
本日お手元に配付いたしました発言の訂正の件であります。会議規則第60条の規定によって申出のあった改正部分について、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正の申出を許可することに決定いたしました。

○議長（松田謙吾君） 次に、本日の議案について内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎政策研究会の設置について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、政策研究会の設置についてを議題に供します。

白老町議会会議規則第10条の規定に基づき、本会議に人口減少に対する政策研究会を設置し、調査及び研究に取り組むことにしたいと思えます。

本町は、今後も人口減少が予測されております。将来の人口減少によってまちづくりへの影響や対応していかなければならない政策を準備することが必要であり、そのための行政サービスの変化について研究するとともに、具体的な若者定住促進や行政、議会の組織体制などを研究するために設置するものです。人口減少に対応する研究会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少に対応する政策研究会を設置することに決定いたしました。

次に、議長において委員の指名を行います。委員には、1番、久保一美議員、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員、5番、西田祐子議員、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、12番、長谷川かおり議員、13番、氏家裕治議員を指名いたします。

次に、ただいま設置されました政策研究会では白老町議会政策研究会の運営に関する規定第5条の規定により政策研究会を開催し、座長、副座長の互選を行います。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） この際議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に座長、副座長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

人口減少に対応する政策研究会座長、大淵紀夫議員、副座長、佐藤雄大議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。政策研究会では調査研究方よろしくお願ひいたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。
産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、コロナウイルス対策に伴う町内事業者の現状と対策のあり方について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、参考人として出席した者の職・指名、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

8、調査結果。

本委員会は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う町内事業者の現状と対策の在り方について、緊急性を鑑み先行して町内関係団体から現状、課題や要望を聞き、その後、担当課より町内の経済状況の現状と今後の対応について説明を受け、今後の白老町の対策の在り方を検討する所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

白老商業振興会との懇談。

（1）、飲食店関係では客が激減し、休業している店舗が多い。飲食店以外でもその他の小売業から1次産業まで関連して売上げが減少している。特に3月、4月は歓送迎会等の行事でどの事業者も書き入れどきであるが、行事の中止により飲食店にキャンセルが多数発生し、高額の損害を受けた店もあった。また、コロナが終息を迎えても、以前のように客が戻るかどうかを心配し、これを機に廃業したいとの声も聞こえてきている。

（2）、現在、町内の給食が休止していることや、食品加工に携わるパート従業員の雇用が懸念される。町独自の支援を望む。

（3）、飲食店から要望がありテークアウトサービスを始めたが、おおむね好評である。高齢者が気軽に利用しやすいように、全町商業者に係るデリバリーの経費等の支援を望む。

（4）、コロナ休業要請対策として各種補助金等があるが、事業主がよく理解できていない状況である。コロナ関連申請相談総合窓口を役場に開設して、申請のアドバイスをを行い、手助けができる仕組みを望む。

（5）、コロナの影響が収まり、給付金が手元に届いたら町民は白老のまちに出かけてほしい。町内の経済循環が可能になる仕組みの支援策を望む。

（6）、コロナの第3波、第4波が発生した場合の安全対策に係る経費を町で考えることも重要である。

（7）、当振興会加盟店では、ウポポイ開設を見据えアイヌ文様をモチーフとした統一の看板

を作成し、ウポポイ開設の機運醸成を図っている。

白老観光協会との懇談。

(1)、町内に11ある宿泊施設では、2月から売上げが約6割の減、4月以降もさらに減っており危機的な状況である。入湯税の減免を町に要望する。

(2)、現在、仕出し業者と連携して昼食つき日帰り入浴を展開して、客の確保に努めている。また、宿泊客の減少により休業中のパート従業員を町外の農家で雇い入れてもらった経緯がある。町内で他の業種でもパートの雇用支援も考えられることから、マッチングのため町としても積極的な情報収集と情報発信を望む。

(3)、和牛生産はBSE発生のおきと同様の影響があり、和牛の価格が昨年に比べ相当下がっており厳しい状況である。また、百貨店等での催事販売等ができない状況にあり、売上げが前年比3割にまで下がっているが、テークアウト販売などを実施することで少しでも売上げ確保に努めている。

(4)、水産加工関係では、例年、夏場はパート従業員の休業期間に入るため、企業としては多少の余力があると思われる。しかしながら、宿泊施設の休館等により2月末から食品を卸すことができない上、コロナの終息が長引けばお中元やお歳暮への影響は大きい。特に後継者のいない高齢者の加工事業者は、これを機に廃業することも考えられる。

(5)、令和元年度の町内観光入り込み数は、ウポポイオープン先行の期待から、159万6,000人で前年対比106%であった。ポロトミンタラは閉鎖中であるが、SNSを活用し白老ねっと商店などで販売を行い、町内外へ情報発信をしている。

(6)、コロナの終息はまだ先であるが、僅かでも町内経済を回す手だてを講じるべきであり、終息宣言を待ち、他の動向を見ながらの施策ではなく、先手の一歩を打つことが肝心である。そのためには町と事業者が一致団結する姿勢と雰囲気づくりが大切である。

(7)、政策を決定して実行するまでには時間がかかる。今回のような非常事態の中では、インターネットなどを活用し、地域住民のタイムリーな情報を基にした施策の展開を図ることが有効である。

(8)、町民の中にはコロナの終息が見えない不安感や疲弊感が広まっている。精神的なケアが必要であるため、相談窓口設置の支援を望む。

町の対策と検討について。

(1)、町内業者の聞き取り調査の結果、特に売上げが落ちているのは、工芸品制作やバス事業であり、その経済的損失が大きい。飲食業や宿泊業の損失も大きい。特に、インバウンドを対象にした宿泊施設は相当な影響がある。建設業においては、現在、大きな影響はないと聞くが、今後資材等の確保の困難が予想されており、発注の遅れによる資金繰りの悪化の懸念がある。

(2)、観光入り込み数では令和2年1月から3月の3か月間では前年比約4万人の減であり、特に3月だけで約3万人が減っている。

(3)、コロナ対策事業の実施状況としては、第一弾として、北海道信用保証協会信用保証料給付金で予算額100万円、現時点では6件、総額50万9,570円。第二弾として、中小企業等緊急

経営支援事業で予算額2,051万円、現時点では飲食業43件、宿泊業12件、交通事業2件、合計57件、総額740万円、小規模事業者継続化補助金事業で予算額62万5,000円、見込みも含め5件、見込額は31万3,000円となっている。

(4)、今後、第三弾として、経済対策相談支援事業では白老商工会が窓口となって、6月1日より一部申請サポート事業を始めている。また、テークアウト等支援事業、小規模事業者等経営支援事業やプレミアム付商品券発行事業を予定している。特に、小規模事業者等経営支援事業においては、第二弾で実施している中小企業等緊急経営支援事業において、適用外の業種や新規参加者をはじめ、幅広い業種等に広く支援を行いたい。

(5)、5月25日の緊急事態宣言解除以降、自粛期から回復期を目指し、第三弾までの地域経済への緊急支援に加え、第四弾以降は広域的・持続的経済活動に資する事業等を検討していきたい。

委員会意見。

コロナがウポポイ開設を控えた我がまちの経済に対し、悪影響を及ぼし得るとの経済団体の意見を踏まえ、以下の点を訴える。

(1)、コロナの影響が甚大であった事業所に対し、3月から5月分の3か月程度の固定費や入湯税や固定資産税の町税納付額見合い分を給付すべきである。

(2)、雇用者を守る企業への支援を実施すべきである。また、非正規雇用者支援として、休業中のパート従業員を町内外の雇用需要がある企業へのマッチングを検討すべきである。

(3)、公平性に留意しつつ、ウーバーなども参考にしながら、テークアウト支援の在り方を検討すべきである。

(4)、町長が旗印となって、宣伝広告などを通し、まちの活性化を創り出すべきである。そのためにも白老スタイルを検討し実行すべきと考える。特に、ウポポイ来訪者を迎える事業者の感染予防対策を支援すべきである。

(5)、DI調査を進めるとともに、率先して行政が町内に出向き実態把握に努め、事業規模や影響度を踏まえた対策を検討すべきである。また、先行きの不安感などに応える安心できる相談窓口を設置すべきである。

(6)、コロナ関連各種給付金が町内の経済循環につながるよう、町内消費の仕組みをつくるべきである。

(7)、第1次産品が町内で活用できる制度をつくるなど、町内産業が連携できる仕組みを構築すべきである。

最後に、終わりの見えないコロナの影響をかつてない危機と捉え、これまでにないスピード感を持つとともに、町が率先して、困窮した事業者確実に届く支援の在り方を調査・実行し、白老町民の生命・財産を守るため、まちの大義を果たすべきと考える。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま産業厚生常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。委員長にちょっとお尋ねしたいのですけれども、中身については全然問題ありません。ただ、入湯税の記述があるのですけれども、私の認識では入湯税は宿泊者が事業者に払い、それを通りで町に納税するような認識なのです。私の認識です。違っているかもしれません。そうだとすると、事業者は通り予算、もちろん払うのは事業者なのだけれども、通りなのです。それを宿泊者が事業者に払ったものを減免するというのは、気持ちとしてははすごくよく分かるのだけれども、議会の言葉や事実関係でいくと、この委員会の部分も入湯税になっているのですけれども、入湯税分だけ宿泊料を安くせいというのだったら分かるのです。全然理解できないとかではない。200円なら200円の入湯税分だけ宿泊料を安くというのなら分かるのだけれども、入湯税は宿泊者が事業者を通して町に払っているものですから、それを補助するというのは全く事業者は何もしていないところに補助することになりますよね。ですから、議会の報告書の記述としては私はちょっと疑念を持ったものですから、考え方がありましたらお尋ねをいたします。そこのところは事業者にもそういう発言があったとしても、私の言っていることが正しかったらですよ、事業者に理解をしていただいたほうがいいのではないか。だから違う分で、固定資産税や下水道料金や水道料金を補助してくれといったら十分理解できますが、その点だけちょっとお尋ねしたいのです。

○議長（松田謙吾君） 産業厚生常任委員会委員長、広地紀彰議員。

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） ただいまの大淵議員からのご指摘に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、大淵議員の指摘の内容については十分に理解できますし、実は委員会でも議論をさせていただきました。確かに本来であれば宿泊者に対しては150円、また温泉利用、いわゆる日帰り入浴に対しては60円の入湯税は、これは利用者が支払うものであり、事業者は代理徴収をして町に対して支払っていると。ですから、いわゆる借受け金として受けているだけであります。ですので、協会のほうから要望事項に入湯税の減免を望むと、これは議事録にも載っているとおり事実であります。それで、ただ委員会の中でもちょっとこれはどういう扱いになるのだろうか。今まさに大淵議員のご指摘のとおりで、入湯税を減免してもらっても、結果的に利用者に対しては確かに一定の福利はありますけれども、事業者には何の効果もないので、これが本当に願意であるのかどうかと、そういった部分は私たちも疑念を持ちました。そこで、白老観光協会に再度その願意の確認を行っております。その結果として、宿泊事業者は現在把握できている範囲でも売上高が今6月末現在のあたりで約3億円から4億円程度の売上げが減少していると。大変厳しい状況である上に、今これからウポポイ開設を迎えて様々なしつらえをしていきたいという思いもあると。さらに、入湯税は目的税でありますので、観光の振興に本来使われるべき税であると。ですから、この危機を乗り越えてウポポイ活性化に少しでも寄与するためにも援助してほしいという願いから入湯税を減免してくれと言ったと。ただ、本旨としては入湯税を減免してほしいということではなく、入湯税給付分、せめて支払った分の見合い分を、そこを考慮に入れた形で給付金と。その願意としては事業規模だとか影響額だとかに見合った給付をしてほしいということだったのです。ですので、大淵議員のご指摘のとおりで、記載については実は事務局も配慮をさせていただいて、一応この内容をやっぱりきちんと願意に

沿って書き換えたほうがいいのかという議論もいただきました。ただ、当然ですが録音されて、参考人としての議事録にも残っている以上、いたずらにそういったような書換えではなくて、願意を再度確認した中で、その確認した願意に従って委員会で議論をしてこのような意見になったという次第です。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。中身はよく分かりました。そのとおりでと思うのです、私も。ただ、何を言いたいかといたら、議会が報告書を書いて、委員長がこれは今読み上げられましたから。最後までずっと残るのです。議事録としても残ります。そのときに、私はこういうことは、今委員長が言われたとおりでですから、そうだとしたら違った表現、これだとやっぱり誤解を招くと思うのです。後で読んだ人は今のことが分かりませんから。そうすると、どうなるかということ、何、宿泊客からもらった入湯税まけろと言っているのかとなると私は思うのです。ですから、願意も含めて内容は十分理解できます。ただ、議会が報告書を出す記述はご注意をされたほうがいいのか、今の議論の中で言われたことは事実だからと、それはそうだと思うのです。ただ、それを全部書くことが、観光協会がもしそういう認識であってというのは私は何かまずいのではないかなと。観光協会が入湯税をまけろと言っているよって、本来は何か違うような気がするものですから、老人の蛇足で余計なことを言いましたけれども、そういう意味で私は議会の議事録に残すのは気をつけたほうがいいのかないかなという意見で言わせていただきました。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時36分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

産業厚生常任委員会委員長、広地紀彰議員。

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） それでは、お時間も若干ちょうだいいたしましたし申し訳ありませんでした。大淵議員からのご指摘のとおりで白老観光協会の願意は入湯税の減免ではなく、入湯税納付分見合いの給付をまちに要望するとの内容でしたので、私が今述べたとおりの文言に修正をしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） ただいま委員長から文言の修正という申出がありましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいま産業厚生常任委員会委員長、広地紀彰議員からの修正文言を許可いたします。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質問なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の調査報告について（第6次白老町総合計画調査
特別委員会）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、特別委員会の調査報告について、調査結果の報告を求めます。

第6次白老町総合計画調査特別委員会吉谷一孝委員長。

〔第6次白老町総合計画調査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○第6次白老町総合計画調査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 特別委員会調査の結果報告について。

本委員会に付託されている第6次白老町総合計画（案）の調査について、その活動経過を白老町議会会議規則第41条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1、付託事項、第6次白老町総合計画（案）に関する調査。

2、調査方法、3、調査の経緯及び日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査に基づく報告。

第5次白老町総合計画の期間が満了することにより策定が進められている第6次白老町総合計画について、町の要請により令和2年1月24日に全員協議会で計画素案の説明があった。

全員協議会では、町の政策執行の最高規範である総合計画について、議会としても案の段階で特別委員会を設置して調査すべきとの意見が出され、議会運営委員会を経て、定例会2月会議で特別委員会の設置となった。

このことから、本特別委員会は、第6次白老町総合計画（案）の内容等について精力的に調査を重ねてきた結果を報告する。

8、調査経過（概要）。

第1回特別委員会では、総合計画案の総論、基本構想及び基本計画の重点プロジェクトについて調査対象とした。概要は、審議会等の経過資料を要求、総論「まちを取り巻く状況」中のSDGs（持続可能な開発目標）の推進、及び基本構想の位置づけについて、「計画期間で町が行う事業を町民は理解しづらい。」「人口減少とともに縮小しなければならない事業が示されていない。」などの意見が出された。

第2回特別委員会では、審議会等の経過資料の報告とともに、基本計画分野別計画、及び計画の実現に向けてについての調査を行い、「経過資料における総人口目標の積み上げ根拠と定住・移住の関係」、「各分野の基本施策ごとの目標値に関する確認」、「財政健全化プランと行政改革大綱との実施計画の一体的な運用」などについて意見が出された。

第3回特別委員会では、全体意見として、「重点プロジェクトの位置づけや捉え方」、「大型事業等を明確にする計画のあり方」、「人口は減少するがどのようなまちをつくっていくのかが分かる計画」について意見が出された。

第4回特別委員会では、これまでの調査を踏まえて正副委員長案が提出され、それに対する質疑、修正、追加などの協議を行い、報告案をまとめた。

9、特別委員会の意見。

本特別委員会は、これまで4回にわたり委員会を開催し調査した。

主要な論点として、1点目は、基本構想と基本計画の位置づけについて、町は、将来像を目指すための想定できる全ての分野・施策を盛り込み、「まちづくりの羅針盤」、「まちづくりを行うための活動指針」、「まちづくりの意思を示す発信機能体」の役割を示したが、本特別委員会が出された意見は、「何をやるのか町民に対して分かりやすい計画であるべき」「人口減少とともに変わっていく財政見通し、組織体制やサービスが不明確であり、財政状況を示す計画として大型事業とその財源確保の記述が必要である」などの意見が出されたが、計画に求める視点は町と一致しない部分があった。しかし、町民が理解できる希望の未来を目指す計画にするためには、町立病院改築等の大型事業や、観光入込み客数350万人等の重点目標などを基本構想や重点プロジェクトなどに記載すべきである。

2点目は、町から出された基本構想及び基本計画案についての調査は、おおむね完了したが、本特別委員会としては、今後策定される実施計画が現実問題としてより重要になると認識した。そのことから、早急に実施計画の内容を議会に説明する機会を設け、その際に、年度ごとの計画評価と進捗状況を明確にすべきである。

3点目は、今後、予測される少子高齢化と人口減少にあっても、第2期白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略との連動やSDGsの取組推進など、町民生活が安全安心に保たれ、誰もが白老町に住んでよかったと思えるまちづくりのため、過去の確かな検証と将来への確かな予測に取り組み、要因分析と効果検証に基づいた対策や支援を進めるべきである。

4点目は、町のさらなる発展を願い、町民及び議会と行政がしっかりと情報共有しながら、みんなが参加を促進し、協働のまちづくりによる将来像の実現につながる施策の推進を図るとともに、限られた行政資源の最適配分・有効活用に努める新たな財政計画と行政改革の早期決定、早期推進を図り、組織連携体制の確立と具体的な施策展開を促進すべきである。

最後に、総合計画の策定は、将来のまちづくりの議論であり、町民にとっての最重要課題である。総合計画は、白老町自治基本条例に規定する本町の政策執行に関する最高規範であり、総合計画に基づいてまちづくりを進めることにより、「共に築く希望の未来 しあわせ感じる元気まち」に向かうことが期待できるため、総力を上げて着実に推進すべきである。

なお、この調査結果に基づく特別委員会の意見は、5月21日に町長に対して提出した。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま特別委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議13—1をお開きください。議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

続きまして、次のページ、議13—2を御覧ください。附則でございます。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条、この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

続きまして、議13—3をお開きください。議案説明でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料について、消費税の引上げに伴う公費による軽減強化の完全実施を行うこととされたことから、軽減後の保険料率を見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
（保険料率） 第4条 略 （1）～（9） 略 2 略 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>25,700円</u> とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度及び令和2年度</u> における保険料につい	（保険料率） 第4条 略 （1）～（9） 略 2 略 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>20,500円</u> とする。 4 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料について準用する。こ

て準用する。この場合において、前項中「25, 700円」とあるのは、「39, 400円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料について準用する。この場合において、第3項中「25, 700円」とあるのは、「49, 700円」と読み替えるものとする。

の場合において、前項中「20, 500円」とあるのは、「30, 800円」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料について準用する。この場合において、第3項中「20, 500円」とあるのは、「48, 000円」と読み替えるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免申請の特例)

第9条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の影響により第9条第1項の規定による保険料の減免を受けようとする者の申請期限は、同条第2項の規定にかかわらず、町長が別に定める。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第14号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議14—1をお開きください。議案第14号でございます。白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

議14—2をお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白老町国民健康保険条例附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

次に、議14—3を御覧ください。議案説明でございます。新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または発熱等の症状により感染が疑われることにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与等の支払いを受けている者に対して一定期間に限り傷病手当金を支給するに当たり、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p><u>3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労</u></u></p>

務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

5 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

6 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

7 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額

を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

8 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 白老町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第2号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、議案お戻りいただきまして、議1—1をお開き願います。議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,843万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億6,970万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月12日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

質疑は恐らく長くなると思います、約1時間たったので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。私は23ページの避難所衛生対策事業、こちらについて1点お伺いいたします。

こちらの事業で白老町運営マニュアルが改定されたということでもありますので、こちらとも関連した質問になります。では、質問を続けていきます。避難所衛生対策事業で事業費の内訳というのはこちらの項目を見て理解はできておるのですが、これとは別に白老町運営マニュアルのほうを拝見しますと最後のところに感染予防必要物品リストというものも載ってございます。それで、今回こちらの事業内訳で補充されたら今後感染予防必要物品リスト、こちらの内容は全て用意できる状態になるということなのか、この感染予防必要物品リストと今回の事業との関連をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 避難所衛生対策事業についてのご質問でございます。

今般、今年の4月に新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、本町においても、北海道の避難所運営マニュアルのほうも改定はされておりますが、当町もそれに準じた形で改定を行っております。それで、運営マニュアルのほうには衛生管理に必要な物品リストということで掲載はしております。特に今回の教訓といいますか、なかなか手に入りづらいものとしてマスクですとか、あと今品薄になっているものとしては非接触型の体温計、こういったものがなかなか手に入りづらくなっているということで伺っております。今回コロナの臨時交付金の中でこういったなかなか即手に入りづらいもの、これについてはあらかじめ常備しておこうという観点と、それともう一は避難所を開設したときに、避難所の中で発病者が出たとか、あるいはちょっと具合が悪い方がいらっちゃったとか、あるいは乳幼児を連れてきた方がいらっちゃるとか、そういったことも想定した中でベッド、あるいは隔離と言ったら変ですけども、プライベートルームみたいなものを今回の予算で購入するといったような内容でございます。リストに載っているもの全て今回購入するものではありませんが、それ以外のものにつきましては既存の予算の中で対応できるものもあるという判断の下に、なかなか手に入りづらいもの、それから購入に時間を要するものだけ今回予算を上程させていただいたということでご理解いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。今後段階を経てどんどん必要リストの内容をそろえて

いくということは理解をいたしました。

それで、私白老町運営マニュアルを見させてもらったら、本当に今回感染症対策について個別に健康管理していく内容というのは理解をしました。それで、白老町運営マニュアルのほうを見ていくと、先ほど答弁もありましたが、体調が悪くなった方を避難所で見っていくという体制を整えていく上で感染症対策で私どうも気になったのが体温計や血圧計を確保しようという文言が記載されているところもありまして、血圧計というのは私も体調を崩したときに必要になる目安だと思っております。ですから、こちらのほうが感染予防法の必需品リストに入っていないという現状もございましたので、そちらも今後健康管理していく上での必要性の判断と、あと非接触系の体温計についてなのですが、本当に大人数の体温を測るときにとっても便利だなと思うところではありますが、最近私自身もマスクをつけたりいろんな状態で自分自身を非接触で測ることもあるのですが、そしたら結局37度台になるというか、結構状態によっても顔が熱くなっていて体温が上がってしまうなというときもございまして、大人数を測る場合の目安として非接触系の体温計というのは本当に重要だなと思っているのですが、そこでの誤差も多少出てくると思うので、普通の接触計タイプの体温計についても用意していく必要はないのかなというふうに考えて今回質問したに至りますが、今後血圧計などの健康管理対策の充実をと思っております。その考えをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） ただいま血圧計の部分と、それと体温計の部分のお話がありました。

まず、血圧計のお話から申し上げますと、北海道の避難所の運営マニュアル、それから国からの通知等にも書かれておりますが、避難所が開設されて今コロナの感染拡大が終息しない中で避難所を運営する場合に、それぞれの避難所ごとに保健師が避難所を訪問して体調の悪い方を診ていただくといったようなことも行いなさいよといったことも書かれておりますので、血圧計だとかというものについては巡回する保健師が持参していくといったような対応の取り方が一番いいのかなと思っております。

それと、もう一つは非接触型の体温計につきましては、確かに今ご指摘のとおり計測したときの誤差といえますか、それが多く出るケースもあるというのも側聞しているところでございますけれども、なるべく避難された方と対応される職員が接触しないという観点で今回購入するというものでございますけれども、今お話があったとおり、非接触型でない体温計も必要ではないかということでございますが、今回各避難所ごとに非接触型を2台ずつ常備しようというふうには思っていますけれども、今なかなか品薄で手に入らないということであれば非接触型と普通の体温計と両方1本ずつそろえるということも考えたいなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又でございます。私は、21ページ、小規模事業者等経営支援事業交付金事業3,264万7,000円の部分についてでございます。

まず、お伺いいたしますが、こちらの今の積算内訳、予定です、10万円掛ける173件、そして5万円掛ける258件という積算になっておりますが、こちらには漁業者は含まれるでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 積算の内訳ということでございますけれども、こちらの事業については商工業者を対象としたものということで、漁業者などについては含まれていないという積算になってございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。漁業者の皆さんは含まれていないということで今確認が取れました。そこで、今回私一般質問もさせていただきましたが、魚価平均収入、今は612万円で修正されました。実際に漁師の皆様どのような形なのかというと、お魚、マス、カレイですとかハッカク、それからニシンなど捕れていますけれども、これ1キロ50円から70円ぐらいなのです。1キロです。それは発砲に入れますから、発砲代150円です。それを今度お魚捕れたものを室蘭市の市場に持って行って、それで売る。その中では今度販売手数料も抜かれるわけです。その中で今回のコロナの関係です。飲食店の低迷により取引もされない。ですから、漁師の皆さんはお魚を捕ろうにも捕りに行ってもマイナスになるばかりですから、大変厳しい状況であります。今612万円というお話もありましたけれども、この中にはいろんな経費を引かれている、そして今のコロナの状況下、本当にこれは厳しい状況にあります。その中であって登別市では漁業者の方も該当させているというところではありますが、今回は分かりますが、今後漁業者の皆さんへの支援対策としての見込み、考え方をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） 議員おっしゃったように、漁業者もそうですし、農業者も大変厳しい状態だということは我々も押さえているところであります。登別市では恐らく同じようなタイミングで、今回の補正のタイミングで漁業者も対象にするということで範囲を広げているということは聞いておりますので、我々も次の2次補正のタイミングでそういった部分を検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。農林水産業含めて1次産業があつての観光振興であると思いますので、ぜひよろしくお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。予算書25ページ、基礎学力定着支援事業について1点伺います。

これは議案説明の中でも大枠を説明いただき、理解できていますが、その具体的な狙いの部分、基礎学力を定着させるといった眼目については十分理解できるものですが、教科書の進度の関係だとか、恐らく相当な遅れが出ていて、学校現場では教師、子供ともに相当苦勞しているのではないかなと思うのです。ですので、適切な形で基礎学力定着が図られるべきだと思うので、その観点から、その具体と、あと関連して授業の進度の件についてどのように押さえていますか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 具体的な使い方については、授業の中でももちろん使ってい

きますし、家庭学習の部分でも使っていくというところで併せて、教科書の進度にも合わせながら使っていきたいというところで、ある意味副教材というか、教科書に沿ったものを選び、それを使って、進度が遅れている部分もあるのと、気持ちとしては大急ぎで取り戻したいというところもきっとあるかというふうに思いますので、ここをうまく有効的に使って進めてもらうという意味で今回このような事業の計画にしております。

あと、進度の部分については、前にも教育長のほうで時数がかかなり足りていない状況があるのを一般質問でも答弁させていただいております。今の段階でもいろいろ学校のほうで工夫しながら、子供たちの状況を把握し、個別の対応も進めながら授業を進めている状況があると聞いております。進度については、どれぐらい遅れているかという部分についてはそれぞれの学校の状況や学年の状況によってあるかと思いますが、新1年生については本当に学校が始まって2週間ぐらいでなので、ある意味本当に最初の部分から今始まっているかなと思いますし、小学校6年生ですとか中学校3年生はある程度求められているところがありますので、その部分についてもいろいろな部分を考慮して、学習支援員等を活用して補習的なものも含めながら進めてもらっている状況であります。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。教科書の、やっぱり少しでも、1ページでも早く進めたいというのが正直な学校現場の思いだと思います。その中においてそれに沿うような形で基礎学力の資料がさらに副教材的な形での活用がなされていくという部分についてはある意味定着を図るという意味で理解できました。

教員の負担増の問題だったのですけれども、聞くところによると夏休みも縮減されるといったことで、私が聞いているのは8月9日前後から休みに入り、あとはお盆明け、18日、19日頃には学校を開くと。9日間程度の夏休みになるだろうというふうに伺っていました。非常に短い中で、まず教員の関係でいうと余儀なくされると。恐らく今休業中の丸つけだとか相当な事務量だと思うのです。それでなくても日々の中で当然テストの丸つけ等も、子供が帰ってからまた第2の仕事が始まるみたいな状況の中で、それに加えて相当数の事務量が増えてしまっているのではないかなと懸念されますが、さらに夏休みも実質9日、10日程度と。当然ですけれども、それから一つの評価もこれから始まりますよね、今は6月の下旬ですから。評価も始まり、さらに本来であれば25日間かけて心身ともにきちんとリフレッシュしながら2学期に向けて動いていくといった部分は25日間かける意味があるのかなと思っていましたが、これが9日程度になってしまうという部分で、さらに2学期に行事が、運動会だとか、そういった行事が恐らくそちらに回ってくるであろうと。また、学習発表会が当然2学期のメイン行事でありましたよね。そういった部分をこの9日間で少し整理をしながら、さらに加えての様々な、丸つけ等増えているといった状況の中で教師の負担増は相当懸念されるのですけれども、そのあたりの実態はどのようになっていますか。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 議員からご質問がありましたように、こういう不測の事態の中でなかなか先の見通しが持てない状況であります。ただ、今各学校では要するにこれから確保でき

る授業日数を見通した中で具体的に子供たちにとっても無理のないような教育活動を進めていこうと。併せて教員の働き方改革について今いろいろご意見もありました。これは既に国のほうでも教員の時間外勤務の時間について一定の時間数が示されておりますので、これについても際限なしにどんどん、どんどん時間外勤務を行うということではなくて、そのところも十分各学校では状況を踏まえながら教職員に過度の負担がかからないような、そういう取り組み方をしていくと。そういう中で昨年度から校務支援システムという新しいシステムを町内の各学校に導入させていただきました。これもかなり教員の業務を軽減していくことに実際多くの役割を果たしているなど感じております。いずれにしても今年度は今ご指摘あったように、ある程度の授業を進めていく上で長期休業もかなり短縮しながら行っていくということですので、その中でいかに子供たちに潤いやゆとりを持たせる学校生活にしていくか、そして教員も本当に詰め込むような授業ではなくて、少しでも余裕を持てるような、そこはやっぱり工夫だと思うのです。ですから、その辺のところは教育委員会もいろんな学校の工夫に対してできるだけしっかり支援をしていくように考えております。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 教職員の業務負担軽減については、今北海道教育委員会のほうからもスクールサポートスタッフの増員ですとか、学習指導員の増員ですとか、要は北海道教育委員会の事業費予算でできることがあるので、その部分について今希望調査を取っている最中です。まだ決定には至っていないのですが、うちとしても可能な限り手を挙げて、人の手配等できるものについては積極的にというふうに考えておりますので、そのあたりについても教職員の負担軽減につなげてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。分かりました。学校教育課長、教育長からの答弁で十分に理解できました。教育長も今ご指摘のとおりで、子供も発達を第一に考えたときに、そういった部分に支障のないようにと、育てる部分は育てる、また守ってあげられるものは守ってあげたいと、そんなような視点での答弁でした。実際子供たちも楽しみにしていた夏休みは9日間しかない。さらに、どうしても家庭学習の分量も相当、これ当然担任の先生の考え方にもよりますけれども、少なくとも私の見ている限りでは相当多いのです。私にも1年生の子供がいますけれども、1年生は一、二週間で休業に入ってしまったので、本来であれば身につけるべき能力を家で補っているような状況です。それで、子供たちが楽しみにしていた修学旅行や、今度は宿泊研修も実施がまだ見通せない状況にあります。こういった中で子供たちが学校に楽しみに行ける姿をどういうふうにつくり上げていくかと、こういったことを真剣に考えていかなければ駄目な時期だと思うのです。何か先に楽しみがあると、やっぱりそこも基礎学力定着に当たって子供たちが前向きに取り組んでいくためのエネルギーにつながっていくと考えます。ですので、そういった部分の子供たちのストレスへの配慮と、それと基礎学力定着支援事業の意味と、これをしっかりと重ね合わせていくことが子供の発達につながっていくと考えますが、最後に伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ご質問のあったように、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、授業だけで子供は育つわけではありませんので、様々な行事も含めて子供の成長に大きく寄与していくものだというふうに考えています。ただ、実態としては、では従前のようにしっかり事前の準備をしながら行事に臨むことができるかといえ、これは現実的にはなかなか難しいと。でも、そういう中で今各学校は授業に変化を持たせるためのいろんな行事の在り方について検討しております。ですから、後ほどまた保護者の皆さん方にもお知らせいたしますけれども、本町においては、水泳学習については今年度全ての学年は中止いたしますが、それ以外の運動会、体育大会、学校祭含めて例年のような開催はできません。ですけれども、学校で今無理だからやらないというような発想ではなくて、どうしたら開催できるだろうか、どういう方法だったら無理なくできるのだろうか、そういう視点に立って今これから行事のほうを行っていきたいと思っています。ですから、議員からご指摘いただいたことも十分私も校長会のほうで伝えながら、子供たち一人一人本当にただ勉強をやってつらいだけの1年ではなくて、こういうつらい中でもお互いに学校に行くことが楽しいというような、そういう学校づくり、授業づくり、このあたりをしっかりと着眼を置きながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 私のほうでは24ページの教育費に関連してご質問させていただきたいのですが、先般の全員協議会の中で学校ICT環境整備事業が出されておりました。これは全員協議会の中でも、また一般質問の中でも議論されてきておりますが、その中で確認しておきたいことが何点かありましたので、質問をさせていただきたいと思いますが、まず私はこの事業に対してスピード、タイミングです。それと財源、この2つが大変重要かなと思っております。このコロナ禍の中にありまして子供たちの学習を保障するということが急務な時期だというふうに考えております。それで、今回の補正では国との調整ということでこの事業が見送られました、国との協議の中で問題になってくるのがいつ今度これを予算化できていくのかというのがタイミング的な問題かなと思っております。北海道では全国より第1波、第2波というのが早い時期から訪れまして長い休校期間になっております。これでまた北海道に第3波ということになりますと児童生徒が受ける影響は全国でも本当に大きなものというふうになってしまいます。それを何とか回避するためにもタイムリーな予算化が必要かなと思っておりますが、これは今回6月の定例会、むかわ町においてはこの事業が可決されました。苫小牧市では次期の補正予算時にはこれを予算化していくという方針でおります。白老町はどのように現在国との交渉が進んでおり、どういう時期に予算化できるようになっているのか、その内容が分かれば教えていただきたいと思いますと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 小西議員がご指摘のとおり、全員協議会で上げさせていただいて、今回は上程させていただかなかったのですが、前の説明の中でもタブレットを整備するに当たって国の補助と、それから町が負担するべき3分の1分があるのですが、その分を臨時交付金のほうで分けて申請したいという考えでございました。ですので、今これから国に申請を上げていく中で大体1か月に1度交付決定が行われる時期があります。これは、これから国と

こちらが考えている内容が国の考えているものと合っているかどうかという精査を受け、交付を受ける決定に入っていく予定であります。今その準備を学校教育課としても進めているところでもありますので、国の交付決定というのが一番早くて7月から始まるというふうにスケジュールは出されております。7月、8月と毎月1か月ごとで出る形ですので、国との調整が終わり交付が確定されたときに議会の皆様のほうにもまた上程させていただいて実現する予定であります。

それから、スピード感というところはおっしゃるとおりなので、その部分についてはできることからやっつけていこうというところで今回一般質問でもお話をさせていただいたユーチューブですとか使えるところから、なるべく子供たちにいろいろ負担がない中でやっつけていこうというところで、文部科学省としてもなるべく使えるところからというところで国で出している補助の部分も本来令和5年度までであったものをあえて令和2年度まで前倒ししてスピード感を持ってやるというふうに言っているところに私たちもそのとおりに進めたいと思っておりますので、今の段階では早ければ7月、8月の段階で交付決定が受けられれば、そのときに着手していくという考えであります。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） ありがとうございます。なるべく早い予算計上をお願いしたいと思います。

それと、もう一つ財源的な問題で、課長がおっしゃられた交付決定が7月ぐらいになりそうだという、国の臨時交付金の関係かなと思うのですけれども、ほかのまちを見ていると、予算書を見たわけではないので分からないのですけれども、むかわ町の負担分、苫小牧市の負担分という書き方を報道ではされているので、交付がこのGIGAスクールの中では国の負担分が3分の2、そして地方自治体が3分の1、それは今回の交付金が充てられなかったからなかなか難しかったのかなという認識もちょっとあったものですから、これを両方合わせると100%国のお金になりますよね、今の考え方だと。それでよろしいのかどうか、そこも確認を取りたかったのですが、よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 説明が悪くて申し訳ありません。臨時交付金が充てられなかったからというよりは、要は国の3分の2の補助の部分が今回、むかわ町ですとか苫小牧市ですとかはうちのように全児童生徒というわけではないという部分があるので、うちのまちについてはこれから上げていく中で全児童生徒771人分を上げるその中に、この台数はコロナの臨時交付金を使う分だよ、この分は国の補助金の分だよという上げ方で進めていくという考えがなかったものですから、771台を全て進めるに当たって国の交付決定、裏づけがない中ではなかなかコロナの臨時交付金の分だけで進めるという作業にはないというところがあったので、国の交付決定を待って771台分の予算について見通せた段階で進みたいというところで今回上程しなかったという経緯になります。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今回のご質問のタブレット購入事業の関係ですが、先般全員協議

会で議員の皆様にご説明させていただいた計画の内容につきましては、臨時交付金約1億1,000万円弱ですけれども、それ以上のものを計画に盛り込んでおまして、今回の補正はタブレット購入事業を除いておりますが、それ以外の計画に盛り込んだ事業については全て臨時交付金を充てるという考えで今回計上させていただいております。しかし、次回の補正になると思われますけれども、このタブレット購入事業については、計画でもお示ししたとおり、全て交付金で賄うような内容にはなっておりませんで、やはり一部一般財源を持ち出してというような形になっておりますので、国の2次補正の扱いが今現在不透明ですが、それを考慮に入れないと基本的にはこの購入事業の財源といたしまして、補正の計上の仕方としては国の補助金と、それから臨時交付金、一部一般財源の持ち出しという財源内訳になると予定しております。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 国の臨時交付金の配分がまだ決まらないということで、これはどういうふうになってくるかまだ分からないから、調整が必ず必要だというのは私も認識しておりましたので、なるべく町の一般財源は、今回コロナで使わなければしょうがないのですけれども、少ないのがやはり有効な手だてかなと思いますので、その調整をうまくお願いしたいと思いません。

それと、もう一点なのですが、全国的にこの動きは地方自治体で加速するのだと思っております。この需要に対する供給が追いついていかなくなるのではないかな、だからタイミングも大事なのではないかなという、2点目のタイミングの点のお話にもなるかと思うので、ぜひ発注を早く、白老町の子供たちが迅速にこういう環境に整えられるような政策、スピードを持ってお願いしたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） おっしゃるとおり、スピードは大事だと思いますし、なるべく急いでと思って今準備を進めている最中でして、供給の部分につきましては文部科学省で示されたGIGAスクールの補正予算の提案があったときにいろんな自治体から、全国の自治体が手を挙げたときに間に合うのですかというのは本当にたくさん意見が挙がっておりました。私たちが同じように思いましたので、その部分については前段階として自治体で何をどれぐらいそろえるつもりがざっくりとあるのか、台数がどれぐらいあるのみたいな形で実は希望調査みたいなのが、本当にざっくりとした調査がありました。それを文部科学省に送っております、ある意味国のほうからこれぐらいのオーダーが多分あるよというところは流して行って、そちらの供給につなげるための準備は国としても進めますよ、だからそれぞれの自治体も急いで進めてくださいで今回始まっていますので、実際供給自体はぎりぎりになるかなというのは正直、それは否めないところだというふうには思いますが、なるべく確実に供給をもってできるようにするというので事業を急いで進めたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 5番、西田でございます。今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、これに集中して質問させていただきたいと思えます。

まず最初に、この事業の町の役場の前にこのようにつくっていただいたのですけれども、こ

このメニューの中から何点かお聞きしたいのですけれども、新しく小規模事業者に経営支援給付金ということなのですが、先般私が質問したときに438件対象にしているということで、今又議員も聞いていましたけれども、今回は2次のやつには漁業とか1次産業も入れるということなのですが、医療関係はどういうふうになっているのか、その辺確認させてください。というのは福祉とか医療関係で特にデイサービスを遠慮するとか、それとかいろんなものを今回コロナウイルスにうつりたくないからということで病院に行く方も減っていると。先般も町立病院のほうで患者が減っているという話も聞いていますので、その辺は福祉のほうでは医療施設感染症予防対策事業として聞き取り調査を行っていると言っていますので、この辺は産業経済課ときちんと連携して、これも勘定に入っているのかどうなのかなということが1点です。

2点目が同じくDI調査をして今回商工会、観光協会会員の方々にやったということなのですが、今言ったように1次産業の方とか医療関係者、非会員の方々もぜひこの次のDI調査にはきちんと入れていただいて、そして対策をしていただきたいと思うのです。それが1点です。

3点目が避難所衛生対策事業ということ、この避難所衛生対策事業のところは、これはすごくありがたいと思うのですけれども、北海道、特に白老町は寒いものですから、夜になるとどうしても暖房とかが要りますけれども、個別なプライベートルームということになってくるとそういうところがどんなふうになるのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。

4点目にテークアウト、デリバリー支援ということで、これは白老商工会によるデリバリー及びテークアウト店舗のPR事業などを行うということで書いているのですけれども、ここに白老エール飯運動と書いているのです。よく分からないものですから、その具体的な内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） ご質問の件で、まずは給付金について病院とか福祉施設とかが入っているかどうかというところについては、こちらの事業は商工業者というくくりになっているものですから、病院の中でも会社組織化しているところ、営利目的のところについてのみ対象にするという、今はそういった形になってございます。

DI調査について今回は観光協会と商工会の会員の方々に対して調査をしたということなのですが、もちろん非会員の方々もたくさんおりますので、ただなかなか実際に調査票を送って、回収してというところの難しいところもあるのかなというところがありますけれども、できる方法を考えてまいる必要があるのかなというふうに考えてございます。

それからあと、エール飯ということなのですが、エール飯についてはもともと発端は大分県別府市で始まったもので、コロナを受けて外出自粛になるので、テークアウトしてみんなで地元の飲食店を支えましょうという運動なのですけれども、SNS、フェイスブックですとか、インスタグラムですとか、ツイッターにハッシュタグというシャープみたいな字を書いて白老エール飯というふうに投稿の中で書くと白老エール飯の関連の投稿がずらっと出てくるような格好で、今SNSいろんな形ではやっているものですから、そういった形で個人レベルで情報

発信をしましょうということ、それを見た方が行ってみようというきっかけになったりするような、意欲のある方々の個人の情報発信の取組というようなことかなというふうに考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 私のほうから医療機関の関係の支援ということで、こちらで把握している情報のほうをお伝えしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、これは医療分というのがありまして、これは厚生労働省の2次補正の予算案に……

〔「そんなこと言っていない。お金を出しているかって、対象になるかかって聞いている」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（久保雅計君） 分かりました。では、よろしいということです。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） ただいまご質問の冬期間の避難所、特に寒冷地の部分のご質問でございます。

以前には登別市の鉄塔が倒れて虎杖浜地区が冬期間に停電になって、避難所で寒い思いをされたといったような教訓もございまして、現在主要の避難所におきましては停電時に対応できるための発電機、それからストーブ、こういったものを既に備蓄してございます。先ほどお話があったようにコロナに関して言うと、避難者の方で容体が悪くなった方が出た場合は、これは施設の造りによっても違うのですが、部屋を分けれる場合は分けて対応はしたいというふうには思っていますけれども、どうしても部屋の中で分けられない場合は今回購入するプライベートルームといたしますか、そういったもので対応していきたいというふうに思っております。当然ながら停電がなければそれぞれの施設の暖房で対応できるのかなというふうに思っていますけれども、これがブラックアウトになったですとか停電を伴ったということになりましたら今備蓄しております発電機、それからストーブのほうで対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 医療機関とか福祉関係のところは、それでは今回のコロナ対策の支援メニューの中で補助はないというふうに理解していいのでしょうか。2次のやつでも対象外というふうに考えてよろしいのでしょうか。福祉有償運送とかいろいろな、商工会とか、観光協会とか、そういう事業所関係なく、そういういろいろな業種全般に対しては考えているのかどうか、その辺のお考えを、私は必要だと思うものですから聞いているのですけれども、どうなんでしょうか。その辺だけお願いしたいと思います。

それと、避難所の関係なのですけれども、今足りているとおっしゃっていましたので、安心いたしましたけれども、万全の体制ができるようお願いしたいと思います。何しろ白老町は高齢化率もうすぐ50%ですので、お願いしたいなと思います。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 私のほうから医療機関の関係の支援ということでございます

が、国のほうで補正予算で用意しているメニューもありまして、そちらのほうで各医療機関や施設のほうで交付されるものでありますとか、あと無利子でお金を融資されるような制度もございまして、そういうところで支援するような方策もございまして。あと、各関係団体、医療機関の団体であるとか、障がい者団体であるとか、各種団体から国のほうに様々な要望がありまして、それによって国のほうで動いて支援物資を届けるというような方向も出てきておりますので、そういう支援はございます。また、今回町のほうで補正予算のほうに計上させていただいた1か月分程度の常備品というか、コロナウイルス対策の物品の供給というのもさせていただいて、我々のほうとしましてはそういう備えをしていただくことでふだんから感染予防に寄与していただきたい、また資金的にそういう経費がかかるものですから、そういう支援を町としては行っていきたいという考えでこのたび補正予算として計上させていただいたというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） 重ねての答弁になるかと思いますが、今回のコロナの感染拡大に伴っての避難所の運営と併せてかねがね北海道のほうからも冬期間の避難所の運営について暖を取る方法というところはそういったものを備蓄しなさいよというような通知もいただいておりますので、これに沿った形で対応したいと思っておりますし、それ以外にも備蓄品としては毛布も一定限用意してございますので、そういった中で対応していきたいと思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今回の補正の中では医療施設等の感染症予防対策事業で834万円はまず上げています。これは歯科医院も含め、それから福祉施設含め、町内の35施設というか、医院も含めて、それにまずは対策の使うマスクを含めて、その部分は予算づけをして、少しでも経営的な部分の支援をするということでまず入れています。

それから、国で医療者に、ここを出ていますよね、2次補正の中で医療従事者に対する医療品だとか、そういうことも今国の中では上がってきているのだけれども、実際にどういう形で、うちの町立病院で発熱外来を設置したと、だからそういうところに関わる医者だとか、看護師だとか、そういうところにこういう給付金が出てくるのか、それは説明もまだないので、どういことになるか分かりません。ただ、北海道にすれば3次の予防体制を組んでいくときに、やはり医療関係含め、福祉関係もそうですけれども、その対応は考えなければならないという押さえ方はしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時02分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。テークアウト等支援事業に関連して1点お伺いいたしますけれども、先ほど白老エール飯のお話がありました。こちらは誰でもハッシュタグをつけて投稿することができるので、私も同僚議員もしていますけれども、100件以上投稿があるということで、こちらは予算をかけなくても一人一人が意識することで飲食店支援にもなると思いますし、町民に対して周知を徹底してお願いしたいなというふうに思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） エール飯についてでございますけれども、先日町のホームページでも周知といたしますか、情報を掲載したところでございます、役場の職員の皆さんにもぜひやりましょうという声かけを私からしているような状況でございます、件数も100件以上になっておりますので、少しずつ認知度も上がってきているのかなと。また、全国でも自治体としては百数十件くらいの自治体でエール飯と同じような形で自治体名プラスエール飯というようなことで全国的に広がっている取組ですので、このコロナ禍のご時世にあって地域で地域を盛り上げていくということで今後もいろんな手段を通じてPRをしてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 答弁については理解いたしました。職員にも呼びかけているとのことですが、その目標値といたしますか、どれだけ浸透させていくかというところを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 白杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（白杵 誠君） 目標値というのはなかなか設定が難しいのかなと思っておりますけれども、経済振興課の職員を中心にPRを私がしているというような、そんな感じなのですが、一人でも多くの方に賛同をいただいて、皆さんもぜひやっていただければありがたいかなと。ありがたいかなというのは役所の立場で言う話かどうかというところはあるのですが、基本的には白老町での取組の発端がしらおいナビでみんなで作らしましょうというふうな声かけをしていただいてというのがきっかけで、もう完全に一人一人の取組ということになっておりますので、ぜひ町民の皆さんのご協力を、ご協力というのは違うのかな、すみません。みんなで作っていただければすばらしいかなというふうに思っております。失礼いたしました。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 経済振興課だけではなくて、やはりまち全体で推進していくべきだと思いますけれども、その点について町全体でやっていく考えを町長、どうお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 白老エール飯だけではなくていろんな意味でコロナウイルスの感染の影響を受けたところはたくさんありますので、自分でできることは発信も含めて、PRも含めていろんなことができると思いますので、それぞれの立場で町民全体でそういう活動というか、行動を起こしていけばいいかと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり） 12番、長谷川です。避難所衛生対策事業に伴いまして質問させていただきます。

先ほど森議員のほうから避難所マニュアルに対してのいろいろなこれからの備品をそろえていくという答弁はあったのですが、避難しているときに小さいお子様がいて、その保護者が感染して一時保護が必要となったとき、そういう場合の対応とか、今までコロナに限らずインフルエンザとかになったときに日常の生活の中で両親とか保護者、独り親の方とかが感染してしまって子供を見る方がいなかったとか、そういうことに対しての対応とかというのは今までもあったのか、それからこれからのコロナウイルスの感染に関してのそういう対応策というのは町としてどのように捉えているのかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○危機管理室長（藤澤文一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今まで避難所開設時に小さいお子さん、特に乳幼児の方を連れられての避難というのは、私の認識している中ではそういったケースはございませんでした。ただ、今回国のガイドラインなり北海道からもいろいろ通知は来ておりますけれども、特に配慮をしてほしいというところは、高齢者の方についてはコロナに感染すると重篤化しやすいといったところ、それと障がいを持った方、それから乳幼児を連れての避難というところでいうと、そういった方については一定限隔離といいますか、部屋を分けるですとか、あるいは部屋を分けられないのであれば間仕切りをしたり、あるいは今回購入するような防災用のプライベートルーム、こういったものを設けなさいよというのが示されているものですから、今回補正で購入させていただくというのはそういったところを配慮しての備品の購入というふうに理解していただければというふうに思います。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

○12番（長谷川かおり） すみません。私の質問の仕方が悪かったのでしょうか、お子様とか高齢者とかではなくて、保護する立場というか、両親です。子供を見る親がかかったときにその子供をどうするか、そのところを町としてどのように対策を取っていかようとしているのか、お考えがあったらお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 今回のコロナの関係で親が感染してしまったとき子供の預かり先についてのご質問だと思います。

一般的なことでお答えしますが、まずショートステイ事業というのが事業としてはあるのですが、白老町では実施はしておりません。もし親が感染したときに身内の方も預かっていただく方がもしない場合は、そういうショートステイホーム内だったら使えればいいのですが、そういう事業をやっていないということで、児童相談所に相談いたしましてショートステイをしてもらう事業者を選んでいただくというような流れになります。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ976万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,946万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月12日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(松田謙吾君) 日程第10、議案第3号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(山本康正君) それでは、議3—1をお開きください。議案第3号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,066万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,599万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月12日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の
策定について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第4号 第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号でございます。第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定について。

白老町自治基本条例第27条第1項及び白老町議会会議条例第7条第1号の規定により、第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画を別紙のとおり策定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

議4―2をお開きください。議案説明でございます。本町では、1977年以来5次にわたりまちづくりの指針として総合計画を策定し、まちの将来像の実現に向けて福祉・産業・教育・環境・自治など、時代に応じたまちづくりに取り組んでまいりました。平成24年9月に策定した第5次白老町総合計画では、将来像にみんなの心つながる笑顔と安心のまちを掲げ、町民生活の向上や地域産業の活性化など、まちの持続発展を目指してきました。この間本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行、それに伴う経済活動の衰退、大規模自然災害を契機とした防災・減災に関する意識の高まり、さらには地方分権の進展など、本町を取り巻く環境は大きく変化しております。特に人口減少の抑制と地域経済の活性化への対応は本町の急務の課題であり、持続可能なまちの実現に向けて人口減少対策や地方創生に資する取組について重点的に取り組んでいかなければなりません。こうした状況の中、誰もが将来に希望をもち、しあわせを実感できるまちづくりを進めるため、共に築く希望の未来、しあわせ感じる元気まちを新たな将来像に掲げ、令和2年度から9年度までの8か年を計画期間とした第6次白老町総合計画を策定しました。

本計画では、町民参加による計画づくりを進めるため、中高生アンケートや団体ヒアリング、まちづくりワークショップなど参加機会の充実を図るとともに、町民と行政が目標を共有しながら協働のまちづくりを進めるため新たに成果指標を設け、まちづくりの進捗が見える化したこと、さらには重点プロジェクトとまち・ひと・しごと創生総合戦略を連携させながら地方創生を推進することなど、新たな手法を盛り込んだ計画としています。これまでの検討結果をもとに、白老町総合計画審議会の答申を踏まえ、希望の未来に向けたまちづくりの羅針盤である第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画を定めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 5番、西田祐子でございます。これにつきましては特別委員会で議論したところでございます。先ほど第6次白老町総合計画調査特別委員会として議会から報告も上げております。その中で、財政計画と行政改革の早期決定、早期推進を図り、組織連携体制の確立と具体的な施策展開を促進すべきであると、議会のほうからこういうふうに言っているのですけれども、それをどのように捉えられていますか。また、これについては今後どのような対応を考えておられるのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 特別委員会並びに議案説明会でももしかしたらお話をさせていただいていたかもしれませんが、当然新しい財政計画、それから行政改革大綱を今回の議会の中で説明があったとおり行財政計画という中で、やはり総合計画との連動といいますか、連携というのは非常に重要であると思いますので、十分そこは連携しながらやらせていただきたいと考えておりますし、今後今策定準備を進めております実施計画の中でもきちんと整理してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 議会のほうからこのように提言されたというのは具体的にどのような施策をされていくのかということに対しまして財政計画、行政改革とかそういうものを早めに提示していただいて、議会のほうも意見を述べさせていただける機会をいただけたらと思うものですから、こういうふうになっていると思うのですけれども、それについては議会のほうからの意見を受け入れる、そういうようなことを考えると早めにしていただかなければいけないのですけれども、そういうお考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 実施計画の話をさせていただきますと、前にも1度ご説明させていただいていると思いますが、議会からいただいた意見をちょうだいしまして、私どもとしましてもどういう形がいいかは別としましてきちんとご説明をさせていただき、意見をいただきたいということも考えておりますので、そのような対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 第6次白老町総合計画基本構想及び基本計画の策定について、原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、議案第5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定について

白老町し尿前処理施設設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

続きまして、議5-2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（白老町し尿処理施設設置条例の廃止）

2 白老町し尿処理施設設置条例（昭和44年条例第36号）は、廃止する。

続きまして、議5-3、議案説明でございます。昭和44年に供用開始され、老朽化が進んでいる現在のし尿処理施設を廃止するとともに、し尿等の処理を下水道と共同で行うためのし尿前処理施設を新たに設置することから、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町し尿前処理施設設置条例

（設置）

第1条 白老町内のし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の処理を衛生的かつ円滑に行うため、白老町し尿前処理施設（以下「前処理施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 前処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白老町し尿前処理施設	白老郡白老町高砂4丁目439番地先

（し尿等の投入）

第3条 前処理施設にし尿等を投入することができる者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、町長の許可を受けた者とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用料)

第4条 前条に規定する前処理施設使用料は、1リットルにつき80銭とし、し尿等を前処理施設に投入する者から徴収する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(白老町し尿処理施設設置条例の廃止)

2 白老町し尿処理施設設置条例(昭和44年条例第36号)は、廃止する。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松田謙吾君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町し尿前処理施設設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松田謙吾君) 日程第13、議案第6号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩税務課長。

○税務課長(大塩英男君) 議6-1ページをお開きください。議案第6号でございます。白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議6—2ページをお開きください。議案説明でございます。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正され、法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたこと等に伴い、同法を引用している条項について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「 <u>情報通信技術利用法</u> 」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略	(書面審理) 第6条 略 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 議7—1をお開きください。議案第7号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

議7—9ページをお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次のページ、議7—10ページの第1号から第6号までの施行期日、第2条から第12条までの経過措置については省略させていただきます。

続きまして、議7—15ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う所要の改正を行うとともに、新型コロナウイルス感染症が納税者に及ぼす影響を緩和する措置を講ずるため、本条例等の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第15、議案第8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議8—1をお開きください。議案第8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

条文については、朗読を省略させていただきます。

議8—2、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議8—3をお開きください。議案説明でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育等の提供終了後の児童の受皿として連携する保育所等の確保義務を緩和する要件の追加等がされたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(保育所等との連携) 第6条 略 2～3 略 4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。	(保育所等との連携) 第6条 略 2～3 略 4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。 (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 略

(職員)

第23条 略

2 略

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 略

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問

家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 略

(職員)

第23条 略

2 略

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 略

(居宅訪問型保育事業)

第37条 略

(1)～(3) 略

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理

<p>型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</p>	<p><u>由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育</u></p>
--------------------------------------	--

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第16、議案第9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議9—1をお開きください。議案第9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

条文については、朗読を省略させていただきます。

議9—2、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議9—3、議案説明でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育の提供終了後の児童の受皿として連携する保育所等の確保義務を緩和する要件の追加等がされたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 町長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著</u></p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。</u>)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととするこ</u></p>

しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉

法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 略

とができる。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定

地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する

施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のもの

に限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3

号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) 略

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 議10—1をお開きください。議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

条文については、朗読を省略させていただきます。

附則でございませう。この条例は、公布の日から施行する。

議10—2、議案説明でございませう。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者として中核市の長が追加されたことから、同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございませう。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれか	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれ

<p>に該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>	<p>かに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4～5 略</p>
---	---

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第18、議案第11号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議11—1をお開きください。議案第11号でございます。白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議11—2をお開きください。議案説明でございます。子どもの医療費について、小中学生の通院費、調剤費及び基本利用料を新たに助成の対象とすることで中学生までの医療費完全無償化を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、もって子育てをしやすい環境の充実を図るため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町子ども医療費助成条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 町長は、受給資格者に係る医療費から食事療養標準負担額及び附加給付される額並びに白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。<u>ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者</u>であつては、入院に係る場合に限る。</p> <p>2 町長は、受給資格者に係る第2条第6号に規定する基本利用料から白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。<u>ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者を対象とする。</u></p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 町長は、受給資格者に係る医療費から食事療養標準負担額及び附加給付される額並びに白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。</p> <p>2 町長は、受給資格者に係る第2条第6号に規定する基本利用料から白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。</p>

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、議案第12号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本町民課長。

○町民課長（岩本寿彦君） それでは、議12—1を御覧ください。議案第12号でございます。白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月12日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議12—2を御覧ください。議案説明でございます。新型コロナウイルス感染症に感染したとまたは発熱等の症状により感染が疑われることにより療養し、労務に服することができない被保険者で給与等の支払いを受けている者に対して、北海道後期高齢者医療広域連合が一定期間に限り傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を町において行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
(白老町において行う事務)	(白老町において行う事務)

第2条 略

(1)～(7) 略

(8) 略

第2条 略

(1)～(7) 略

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病
手当金の支給に係る申請書の提出の受付

(9) 略

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 財産の取得について

○議長（松田謙吾君） 日程第20、議案第15号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議15—1 ページでございます。議案第15号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成2年6月12日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、パーソナルコンピュータ、40台、レーザープリンター、7台。

2、取得予定金額、874万5,000円。

3、取得の目的、役場職員用コンピュータ機器等の更新。

4、取得の方法、北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡。

5、契約の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合組合長、棚野孝夫。

議15—2 ページをお開きください。議案説明であります。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決

を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 財産の取得について

○議長（松田謙吾君） 日程第21、議案第16号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議16—1ページでございます。議案第16号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成2年6月12日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、水槽付消防ポンプ自動車、1台。

2、取得予定金額、6,353万7,160円。

3、取得の目的、水槽付消防ポンプ自動車の更新。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社代表取締役、山崎広志。

議16—2ページです。議案説明。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第22、議案第17号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の議案第17号でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町末広町4丁目8番24号、氏名、山口美津男、生年月日、昭和23年9月10日生まれ、71歳です。

議17-2、履歴調書ですが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成11年7月から現在までの間、白老町固定資産評価審査委員会の委員長としてご活躍をいただいております。

議17-3、議案説明でございます。白老町固定資産評価審査委員会委員として山口美津男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第17号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

-
- ◎議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第21号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第22号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第23号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第24号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第25号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第26号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第27号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第23、議案第18号から議案第27号までの白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての10議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご提案の前にご説明をいたしたいと思えます。

このたびの同意の提案でございますが、現農業委員10名は本年7月19日をもって任期満了となります。委員の任命については、農業委員会等に関する法律及び本町の農業委員会の委員の定数を定める条例に基づき10名の委員を議会の同意を得て町長が任命することになっております。つきましては、議案第18号から議案第27号までの議案について同意をお願いするものであります。順次提案説明を行いますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

それでは、議案第18号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字白老748番地3、氏名、勝沼正則、生年月日、昭和37年2月8日生まれ、58歳です。

議18—2、履歴調書ですが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成11年7月より現在までの間、白老町農業委員会委員としてご活躍をいただいております、平成29年7月からは会長の職に就いていただいております。

議18—3、議案説明です。白老町農業委員会委員として勝沼正則氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第19号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字竹浦345番地1、氏名、山下廣司、生年月日、昭和28年1月22日生まれ、67歳です。

議19—2、履歴調書ですが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成14年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてご活躍をいただいております。

議19—3の議案説明です。白老町農業委員会委員として山下廣司氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第20号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字北吉原527番地、氏名、大浦俊秋、生年月日、昭和32年10月27日生まれ、62歳です。

議20—2、履歴調書でございますけれども、記載のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

なお、公職歴中、平成23年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてご活躍をいただいております。

議20—4、議案説明です。白老町農業委員会委員として大浦俊秋氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きます。議案第21号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字石山179番地9、氏名、阿部高幸、生年月日、昭和44年11月5日生まれ、50歳です。

議21-2、履歴調書ですが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成23年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてご活躍をいただいております。

議21-3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として阿部高幸氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きます。議案第22号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町本町1丁目2番16号、氏名、植田壽恵弘、生年月日、昭和19年9月28日生まれ、75歳です。

議22-2、履歴調書ですが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、平成29年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてご活躍をいただいております。

議22-3、議案説明です。白老町農業委員会委員として植田壽恵弘氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きます。議案第23号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字北吉原401番地95、氏名、上村篤正、生年月日、昭和44年2月11日生まれ、51歳です。

議23-2、履歴調書でございますけれども、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成29年7月から現在までの間、農業委員会委員としてご活動をいただいております。

議23-3、議案説明です。白老町農業委員会委員として上村篤正氏を任命したいので、農業

委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第24号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字虎杖浜439番地2、氏名、桔梗原光男、生年月日、昭和56年11月27日生まれ、38歳です。

議24—2、履歴調書でございますけれども、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成29年7月から現在までの間、白老町農業委員会委員としてご活動をいただいております。

議24—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として桔梗原光男氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第25号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町東町1丁目3番18号、氏名、山田和子、生年月日、昭和33年10月30日生まれ、61歳です。

議25—2、履歴調書でございますが、記載のとおりでございますので、朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成27年11月から29年7月までの間、白老町農業委員会委員としてご活躍をいただいております。

議25—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として山田和子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第26号です。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町緑丘1丁目2番36号、氏名、齋藤拓大、生年月日、昭和53年1月15日生まれ、42歳です。

議26—2、履歴調書でございますけれども、記載のとおりでありますので、朗読を省略させ

ていただきます。

なお、このたびの任期満了に伴いまして、7月20日から新たに選任をお願いするものであります。

議26—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として齋藤拓大氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第27号でございます。白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白老町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字白老769番地151、氏名、吉田隆三、生年月日、昭和53年3月3日生まれ、42歳です。

議27—2、履歴調書でございますけれども、記載のとおりになっておりますので、朗読を省略させていただきます。

なお、このたびの任期満了に伴い、7月20日から新たに選任をお願いするものであります。

議27—3、議案説明でございます。白老町農業委員会委員として吉田隆三氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案ごとに順次質疑、討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。提案ごとに質疑を行い、討論を省略して採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

それでは、議案第18号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の諮問第1号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町末広町3丁目5番1号、氏名、塚原光博、生年月日、昭和29年11月19日生まれ、65歳です。

諮1―2、履歴調書でございますけれども、記載の学歴、職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、公職歴中、平成23年10月から現在までの間、人権擁護委員としてご活動をいただいております。改めて推薦をさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件についてご意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第25、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付の諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年6月19日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町字虎杖浜420番地247、氏名、横山秀人、生年月日、昭和34年7月21日生まれ、60歳です。

なお、横山氏におかれましては、このたびの任期満了に伴い、新たに推薦をするものであります。

諮2-2、履歴調書でございますが、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

諮問第2号は、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎報告第1号 令和元年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第26、報告第1号 令和元年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者から説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 報1—1ページをお開きください。報告第1号 令和元年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度白老町一般会計補正予算（第7号、第9号、及び第11号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第27、報告第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） それでは、報2—1をお開きください。報告第2号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）第1表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出。白老町長。

よろしく願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第28、報告第3号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報3-1をお開きください。報告第3号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和2年6月12日提出。白老町長。

記といたしまして、(1)、株式会社白老振興公社令和元年度事業報告。

(2)、一般財団法人白老町体育協会令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第3号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第29、報告第4号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第4号はこれをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第30、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。
本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第5号 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第31、意見書案第5号 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者から説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第5号。

提出者は、記載のとおりであります。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する意見書（案）

政府は、通常国会に介護保険法や医療介護総合確保法、社会福祉法等を一括した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を提出しています。

この法案は、社会保障審議会介護保険部会が昨年12月27日に取りまとめた「第8期介護保険事業計画」の見直しに関する意見が具体化されたもので、低所得者の食事費負担の引上げ、利用料の月額負担上限額の引上げという2つの負担増をする内容が含まれています。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護現場は一変しました。介護事業所はデイサービスや訪問介護の中止・縮小を余儀なくされ、事業者は大幅な減収となりました。このままでは介護事業所の倒産・廃業、介護労働者の離職が増加し、介護サービスの基盤が崩壊する危険があります。利用者にとっても、介護サービスの利用中断により、身体機能や認知機能に影響が生じ、本人のみならず家族への負担が重くのしかかっています。

北海道内では、札幌市や千歳市の介護施設で相次いでクラスターが発生し、感染者の全体数を押し上げています。介護現場は感染リスクにおびえながら懸命に従事する中で、困難を抱える状況に陥り、その長期化が予想されます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が介護現場を直撃している下で、事業所や施設での感染拡大を防止し、安心できる環境の整備、経済的損失等の十分な補償こそ求められる時に、新たな負担増を強いる計画を持ち込むことは、閉鎖の危機にも直面する介護事業所への最後の一撃にもなりかねません。

介護を取り巻く状況は、社会保障審議会介護保険部会で審議された時とは状況が大きく変わっています。来年8月からの負担増に関する計画を凍結し、今国会での審議は先送りすることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策 の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第32、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第6号。

提出者は、記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2. 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することにいたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第33、委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 本委員会の所管事務としている議会改革の調査について、その活動経過を白老町議会会議規則第41条第2項の規定により、次のとおり中間報告します。

記、1、調査事項、議会改革に関する事項（第5次議会改革）。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査結果。

本委員会は、令和元年12月から第5次議会改革について、所管事務調査を開始し、改革項目及び検討予定等の推進計画を策定したので、その結果を次のとおり中間報告する。

調査経過。

（1）、第5次議会改革に当たって。

白老町議会は、平成10年度から議会改革に取り組み、議会機能の充実を図りながら、町民に開かれた議会づくりを推進してきた。このたびの第5次議会改革推進計画の策定に当たっては、令和元年12月から、改革に取り組む是非から検討を開始し、各会派からの意見や改革項目の提案を行った。

その結果、これまで取り組んできた改革項目についても、充実改善を図る観点から引き続き取り組んでいくことを前提に、状況に合わせた取組項目の点検を含めて今日的な議会制度の改革に取り組むこととした。

それらのことから、本委員会では第5次議会改革推進計画（以下、「推進計画」という。）の策定に至ったことから中間報告する。

（2）、第5次議会改革の基本方針。

白老町議会は、これまでの長年にわたる議会改革の経験を生かし、議員は、町民に対する役割と責任を果たすための議会づくりを目指すため、議会改革の在り方や議会の活性化の議論にとどまらず、二元代表の一翼を担う合議制機関としての議会やまちづくりに果たす役割としての町民生活を豊かにする政策形成機能や執行機関の監視機能などの機関競争に対して積極的に関わることを求められる。

第5次議会改革の計画期間は、令和2年度から5年度の4年間とし、計画期間中に再検討や状況変化等により即応する場合は、その都度、議長及び議会運営委員会において検討することとした。

議会改革の項目としては、分野別に、（1）、議事機能の強化、（2）、監視機能の強化、（3）、政策機能の強化、（4）、広報広聴機能の強化の4分野13項目及び政策研究会を設置して、将来に備え人口減少が与える影響に対応する政策研究が必要であるとした。

推進計画の進め方は、1分野ごとに順に検討を行い、改革項目に対する制度設計や実施方法などを明確にしていくこととし、その概要は別紙のとおりである。

（3）、改革項目について。

第5次議会改革は、4分野13項目の改革項目と政策研究である。

第1段、議事機能の強化。

議会の役割と議事機能の強化を図るため検討する項目は4項目である。

- ①、自由討議の活発化。
- ②、二元代表制の向上。
- ③、機関機能の検証。
- ④、議会基本条例の検討。

第2段、監視機能の強化。

議会の監視機能の強化を図るため検討する項目は3項目である。

- ⑤、権限・権利等の積極的活用。
- ⑥、執行機関との情報共有の充実。
- ⑦、移動常任委員会の検討。

第3段、政策機能の強化。

議会の政策機能の強化を図るため検討する項目は3項目である。

- ⑧、政策提言・提案の充実。
- ⑨、政策形成過程の充実。
- ⑩、政策論議の活発化。

別段1、広報広聴機能の強化。

議会改革項目から広報広聴小委員会で検討するのは、広報広聴機能の強化の3項目である。

- ⑪、フェイスブックの導入。
- ⑫、議会懇談会・報告会の在り方。
- ⑬、出前トークの改善。

別段2、人口減少に対応する政策研究。

議会改革項目の中から政策研究会を設置して検討する項目は「人口減少に対応する政策研究」である。

政策研究会は定員8名以内としているが、必要に応じて人数制限を撤廃し公募することとし、下記の政策研究テーマから選択して取り組むこととする。

- ア、若者定住促進のための政策研究。
 - イ、人口減少に対応していくための政策研究。
 - ウ、議員の成り手不足対策のための政策研究。
- 以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、スポーツ団体の活動と今後について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
- 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、スポーツ団体の活動と今後について、担当課から説明を受けて、スポーツ活動の維持・普及・振興方針の所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

スポーツ活動の維持・活発化の方策。

スポーツ活動の維持・活発化の方策として、①、近隣自治体組織との連携体制の構築、②、指定管理者による自主事業の充実、③、指導者等の育成などが挙げられた。国のスポーツ振興法の基本施策も同様であるが、国は市町村に対して、振興計画の策定を努力義務としており、国の計画推進の財源はスポーツ振興くじである。本委員会では、本町のスポーツ振興の将来像や方針を明確化して取り組むべきであり、特に、外部指導者の活用、総合型クラブの拡充、学校における部活動の存続などと財源確保の必要性が出された。

スポーツ振興の今後について。

スポーツを①、健康スポーツ、②、競技スポーツ、③、学校スポーツに区分して次のように検討した。

①、健康スポーツの普及・振興については、町主催事業の維持・充実に図り、同時に体育協会等の主催事業の維持・充実に図る必要がある。担当課では、今年度中に町民が気軽にスポーツに参加できる具体案を検討し取り組むべきとした。

②、競技スポーツの普及・振興については、プロアスリート等の招聘事業を定期的に開催することや施設整備計画による整備促進と大会等の誘致活動を展開する必要がある。そのような事業展開を契機として組織力や競技力を向上させてきた経緯があることから取り組むべきとした。

③、学校スポーツの今後の対策については、子供の体力増強が必要であり、望ましい生活習慣の定着、運動・食育の指導、体力向上プランの改善・実施、及び身体を動かすことの楽しさを実感する授業改善に取り組むことや、部活動については、選択肢の拡大、保護者の負担軽減、外部指導者の確保・活用などに取り組むべきとした。

第3次白老町社会教育中期計画の策定について。

今年度にスポーツ振興を含む第3次白老町社会教育中期計画の策定が予定されていることから、計画の策定方針や方法、見直し検討などについて調査を行い、①、事業内容の精査・整理について、明確な事業の選定を行い、現実化を図ること。②、審議会は町民や現場の意見を中心に経験者や研究者などの専門的知見も取り入れて検討を行うこと。③、スポーツ施設運営には町の主体性も重要であることから指定管理の在り方を検討すること。④、町が主体となって進める社会教育とともに、民間をサポートし、学びへの参加を促進する生涯学習の充実に図ること。⑤、総合計画や教育大綱との整合性を持ち、実効性を上げることなどが出された。

委員会の意見。

スポーツ団体の活動と今後について調査を行った結果、本委員会では、長年にわたるスポーツ行政の変遷と今後も予測される人口減少に対して、将来への展望や取組を整理して、実効性のある計画の推進とまちづくり全体への総合的な位置づけを明確にしていくことが重要であるとの意見がまとめられた。

子供に対しては、スポーツに対する関心を低下させないように、学校の授業や部活動の創意工夫が必要であり、同時に体力づくりを進め、一般には、健康スポーツや競技スポーツの普及・振興を図り、町民の健康づくりを進めていくことが必要である。

スポーツ振興を図るためには、その政策実現を目指し、実効性ある計画を策定し、確実な推進に取り組み、今後の方向性をしっかり示すとともに、組織体制の確保と関係人材の活用、財源の確保を図ることが必要である。

このたびの所管事務調査はスポーツ活動の今後を取り上げたが、まちの財政状況をはじめ、人口減少や少子高齢化が大きく影響していることから、まちづくり全体としての政策と位置づけ、官民協働によるスポーツの振興策が必要である。今後、本委員会としても一過性で終わることなく調査・検証を続け、ハード面・ソフト面に関するスポーツ活動の振興策を具体的に示していくこととしたい。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、常任委員会、①、議会懇談会の議会広聴の企画・運営及び実施に関する事項、②、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。(2)、小委員会、①、議会懇談会の議会広聴の企画・運営及び実施に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項、③、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会広聴の企画・運営及び実施に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

5月29日に開催した常任委員会では、議会活動の情報発信を行うために小委員会で検討した、議会フェイスブックの導入及び運用に係る白老町議会インターネット管理運営要綱の制定、議会運営基準の改正について、常任委員会での承認を得た。また、既に運用している議会ホームページのさらなる充実を図ることを確認した。

そして、小委員会で議論を重ねてきた議会懇談会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、今年度の開催は中止とすることとし、議会懇談会及び議会報告会、出前トークなど、広報広聴活動の今後の在り方や実施内容についての具体的な検討を行うこととした。

(2)、小委員会。

①、広報広聴活動の充実について。

白老町議会では、平成12年の情報公開条例施行を受け、議会の透明性や町民参加を図る方策

を探り、議会の情報公開の取組、議会ホームページの開設、本会議などのインターネット中継の開始など、町民に開かれた議会づくりに努めてきた。

このたび、町民にとって議会がより身近な存在になることを目指し、議会フェイスブックを6月より開始することとなった。これにより、より一層の広報活動の充実を図ることとしている。

運用開始に当たっては、白老町インターネット管理運営要綱に基づき、白老町議会インターネット管理運営要綱を制定し、議会フェイスブック及び議会ホームページの具体的な運用について定めた。同時に、議会運営基準第15章の改正を行い、「開かれた議会」をインターネットと議会中継とに区分し、体系的に整理した。また、掲載に関しては議員による申出により、議会活動の発信を促すものとした。

現在運用している議会ホームページは、今回制定の要綱や改正された基準に基づき、掲載項目の充実を行う予定である。

②、議会懇談会実施の検討について。

今年度の議会懇談会の開催に当たり、議会テーマ・開催方法などの検討段階で、広報広聴常任委員会の成り立ちや考え方、活動の在り方について理解を深め、小委員会として共通認識を持つべきとの意見があり、白老町議会の改革の歩みについて内部研修を行った。

平成18年の白老町自治基本条例の制定、同年の地方自治法の改正、平成20年の通年議会制の導入を経て、町民に対する広報・広聴を行う広報広聴常任委員会の設置に至ったことや、白老町自治基本条例の柱となる、協働のまちづくりを原則とした情報共有・住民参加の推進を図ることを目的に、議会報告会及び議会懇談会を開催してきたことなど、今後の活動に必要な礎を確認した。

これらを踏まえて、当初7月の開催を予定し検討を重ねてきたが、新型コロナウイルス感染症の流行が発生し、4月16日、国は緊急事態宣言を発令し、感染拡大防止対策として、外出自粛要請や休業要請が行われたことで、町民は日常生活・社会生活に大きな影響と打撃を受けた。

5月25日には全国緊急事態宣言が解除となったが、感染拡大防止対策が求められる状況に変わりはなく、密閉・密集・密接の3密を回避し、ソーシャルディスタンスを守っての開催は非常に難しく、今年度の議会懇談会の開催は困難であると判断した。

③、議会広報の編集及び発行について。

議会だより第171号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第34、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会において、調査等よろしくお願ひいたします。

次に、産業厚生常任委員会において調査中である所管事務調査の調査期間の延期について報告いたします。産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、商業観光計画の進捗状況と今後について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があります、お手元に配付いたしました通知書のとおり、調査期間の延期について申出がありました。産業厚生常任委員会においては、引き続き調査等よろしくお願ひいたします。

次に、皆様には要望書等2件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分にご理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただきたくお願ひをいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第35、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日20日から9月30日までの103日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

明日20日から9月30日までの103日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延